

税法用語の

意味が分かる辞典

No.134

附帯税・附帯金

税理士 木村聡子



税金には、本来支払うべき税額のほかに、期限を守れなかったり、誤った申告をしてしまったときに加算される附帯税があります。今回は、経理担当者として知っておきたい附帯税の知識について、国税と地方税の両面から紹介します。

附帯税とは、納税義務者が税金を期限までに納めなかった場合や、正しく申告しなかった場合などに、本税に加えて課される税金です。罰金というよりは「ルール違反に対する追加の負担」というイメージです。たとえば、「うっかり申告漏れがあった」「期限までに納付が間に合わなかった」といった場合、単に本税を払えばよいというわけではなく、状況に応じた附帯税も一

緒に納める必要があるのです。

■ 国税における附帯税の種類

延滞税：税金の納付が期限に遅れた場合にかかるもの。日数に応じて利息のように加算されていきます。

加算税：申告内容に誤りがあった場合に課されます。内容によって種類が分かれており、申告内容に漏れがあった場合は過少申告加算税、申告しなかった場合は無申告加算税、源泉徴収した税金を納めなかった場合は不納付加算税、意図的な隠ぺい・仮装があった場合は重加算税を納めることになりま

す。税務調査の前に自主的に修正申告した場合、加算税が軽減される場合もあります。

利子税：延納または納期限の延長が認められている場合などに、利息的に課されるものです。

一方、地方税でも、国税の附帯税に相当する仕組みがあり、こちらでは「附帯金」と呼ばれています。つまり、地方税でも本税だけでなく、納付の遅れや申告漏れがあると、これらの「附帯金」が発生する可能

性があります。次のような種類があります。

延滞金：国税の延滞税に相当するものです。

過少申告加算金：国税における過少申告加算税に相当するものです。

不申告加算金：国税における無申告加算税に相当するものです。

重加算金：国税における重加算税に相当するものです。

附帯税は、「処理の遅れ」「売り上げの漏れなどのミス」に対して課されるものです。つまり、日頃の経理業務を丁寧に行なうことで、かなりの部分を防ぐことができます。

たとえば、納期限の管理（翌月10日までの源泉所得税など）、申告内容のチェック体制（顧問税理士との連携）、期限前の修正申告の検討といった基本的な対応で、附帯税を回避・軽減することが可能です。

申告・納付は「期限を守る」が何よりの基本。附帯税は「正しく処理していれば本来払う必要のないお金」です。無駄な負担を避けるためにも、経理の現場からリスクを最小限に抑えていきましょう。